ST マーク使用許諾契約者各位

一般社団法人 日本玩具協会

繊維製「織りネーム」等への小部品規制の適用について

繊維製「織りネーム」(ブランド名やコピーライトが印刷された繊維製タグ)であって、 繊維に「樹脂コーティング」がなされているものは、それが小部品に該当する場合にST基 準第1部4.4項(小部品)の適用を受けるかどうか照会がありました。

ST基準判定会議で審議し、このほど、(上記の4.4項の)「適用を受けるものとして取り扱う」(すなわち、4.4項の適用除外とされる「織物」に該当しない。)として取り扱うことと致しましたので、通知します。

なお、本取扱いは、「3歳未満対象の玩具」についてのものです。 また、繊維製「織りネーム」のほかにも、「これに類する小さな生地」も含まれます。 (例:動物のぬいぐるみに縫い付けられた「歯」「キバ」「リボン」等)

「3歳以上対象の玩具」については、「樹脂コーティング」された布片であって、「本体から分離しているもの」または「容易に分離するもの」(例:単体となる「リボン」等)がある場合には、「小部品」に係る「警告表示」(ST基準第1部7.2.4.1項)が必要となりますのでご注意下さい。

### 【説明】

- 1. ST基準第1部4.4項は「小部品」に関する規格を規定していますが、その中で、「織物」等については同項の適用を免除しています。(これは、織物などは、仮に誤飲した場合にも窒息のリスクが小さいことに拠っています。) そして、繊維製「織りネーム」等についても、同項の「織物」に該当するものとして適用が除外されてきました。
- 2. しかし、繊維製「織りネーム」等であっても、繊維に「樹脂コーティング」が施されているものや、化学繊維製のものは、空気が通過しにくく窒息のリスクが存在します。
- 3. そこで、ST基準判定会議で審議し、上記のとおり取り扱うことを確認したものです。
- 4. なお、「織りネーム」等は、通常は玩具本体に縫い付けられており、その状態では、 小部品に該当しませんが、「引張試験」(3歳未満対象の玩具のみ)を実施して玩 具本体から分離した場合に、「小部品」規格への適合が問題になるものです。 従って、引張試験で「織りネーム」が玩具本体から分離しないように十分な縫付強 度が確保されている場合には、小部品の問題は生じません。

# 【参考】 玩具安全基準書ST-2012第1部

### 4.4 小部品

4.4.1 36ヵ月未満の子供を対象とした玩具

36ヵ月未満の子供を対象とした玩具、その取り外し可能な構成部分、及び5.22(合理的に予測可能な濫用試験)に従って試験したときに放出される構成部品は、5.2(小部品試験)に従って試験したときに、小部品円筒内に、どのような位置関係であれ、完全に収まってはならない。また、この要求事項は、鋳ばりの欠片、プラスチックの裂片、及び発泡材や削りくずの欠片を含む玩具の破片にも適用する。(ただし、それらに限定されない。)

次の項目については、第5章による試験を実施する前も後も、適用を除 外する。

- ・紙製の本、紙(厚紙及びラミネートされたものを除く。)から作られた その他の製品
- ・けば
- ・織物
- •毛糸
- ・輪ゴム、ゴム紐及び糸
- ・水上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具の空気栓

## 7.2 警告表示

7.2.4.1 3才以上の子どもを対象とする玩具であって、小部品(4.4.2参照)、 小球(4.5.2 b)参照)又はビー玉(4.5.7参照)を含んでいる玩具 小部品、小球又はビー玉を含んでおり、3才未満の子供を使用対象 者とはしていないが、3才未満の子供に危険であるような玩具は、包 装又は玩具本体に、3才未満の子供には適していない旨の警告をする。

## 【警告の例】

小部品があります。誤飲・窒息の危険がありますので、3才未満のお子様には絶対に与えないでください。

(注)「小球」又は「ビー玉」を含んでいる玩具については、上記の警告例の文中「小部品」とあるのを「小球」又は「ビー玉」と読み替えて表示する。

# 【問合せ先】

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 1m.03-3829-2513)までお問合せ下さい。